

# はじめに

都市化や交通網の発達等による屋外照明の増加、照明の過剰な使用等により、「夜空の明るさ」が増大し、天体観測等への障害となることが、「光（ひかり）害」として指摘されて久しい。また、照明の不適切又は過剰な使用による、眩しさといった不快感、交通信号等の重要情報の認知力の低下、野生動植物や農作物等への悪影響が報告されており、適切な対策を求める声が多くなっている。

平成6年度に環境庁が行った「光害について」の環境モニター・アンケートにおいて、約4分の3の人が、「光害」について何らかの形で認知しており、同じく環境庁が昭和63年度より実施している「全国星空継続観察（スターウォッチング・ネットワーク）」事業においても都市周辺の夜空が明るさが非常に大きいことが報告されているが、参加者は年々増加しており大きな関心が集まっている。

さらに、地球温暖化防止への取組に向けて、「光害」抑制のための照明システム改善は二酸化炭素排出抑制に資するものでり、これを通じた国民一人ひとりのライフスタイル見直しも緊急の課題となっている。

これらの状況を踏まえ、環境基本計画にも取り上げられている当該「光害」問題について、良好な大気生活環境保全上の観点から捉え直すとともに、CIE（国際照明委員会）及びIAU（国際天文学連合）による「夜空の明るさの抑制ガイドライン」、「障害光抑制のガイドライン」策定の動きに対し、国際的整合を図ることも考慮しつつ、人工光の使用に伴い必要となる環境配慮のあり方について、光害対策ガイドラインとして取りまとめることとした。

本ガイドラインが、良好な照明環境の実現はもとより、地球温暖化対策の一助ともなることを願うものである。

平成10年3月

環境庁大気保全局